〇 主文

- 原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

- 請求の趣旨

- 1 被告長崎市長が原告に対し、長崎市<地名略>に設置予定の給油取扱所につき、昭和五一年二月二五日になした完成検査済証を交付しない処分及び同月二八日になした右給油取扱所の変更許可申請に対する不許可処分は、いずれもこれを取り消す。
- 2 被告A、同Bは、原告に対し、連帯して金三〇〇万円及びこれに対する昭和五 一年四月二日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 二 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 原告会社は、石油製品、LPガスの販売会社であるが、長崎市<地名略>に六階建ビルを建築し、「赤迫城総合スタンド」との名称で、その一階を給油所とし、二階を給油関係事務所とする屋内給油所、いわゆるガソリンスタンド(危険物の規制に関する政令(以下「政令」という。)三条一号の給油取扱所に該当する。以下「本件給油取扱所」という。)を設置することを計画し、消防法(以下「法」という。)一一条一項前段一号により、昭和四八年九月一八日被告長崎市長に対しその旨の取扱所設置許可申請をしたところ、被告市長は、同月一九日右給油取扱所の設置を許可した(以下「原許可」という。)。

2 原告会社は、右許可に基づき給油取扱所の建設に着工したが、その工事途中、地盤が悪く、経済的に高層建築不可能と判明し、二階建とし、屋外に給油所を設置することに変更し、変更許可申請の必要はないと考えていたが、被告市長の要求により、昭和五〇年一〇月二九日変更許可申請するとともに工事を続行し、昭和五一年二月一四日に法一一条五項に基づく完成検査申請を行つたところ、被告市長は、完成検査申請に対しては、同月二五日、申請どおり完成されていないとの理由で完成検査済証を交付しないとの処分を、変更許可申請に対しては、同月二八日、隣接するLPガススタンド側にへいを設ける計画がなく、政令一七条一項一三号に適合していないとの理由で不許可処分をした。

3 しかしながら、右各処分は、次の理由によりいずれも違法である。

(一) 原許可において予定されていたものは量内給油所であり、完成したものは屋外給油所であり、原許可時の申請どおりには完成していないことは被告市断であり、原許可時の申請とおりには完成していないことは被告である。しかし、給油取扱所設置変更許可申請に対する許正よりである。しかし、給油取扱所設置変更許可申請に対する許によれて、基準に適合しているか否がは、一項の細目は政令に委任されて、表にで屋内給油取扱所のそれをそれではで屋外給油取扱所のを基準に定められていない関係上、屋内給油取扱所な屋外給油取扱所のそれが、当然屋外給油取扱所のそれにも適合していれば、当然屋外給油取扱所のそれにも適合していれば、当然屋外給油取扱所のそれに支援を関する。原告会社は屋内給油取扱所でであるがら、原告会社は屋内給油取扱所を屋内給油取扱所を屋内給油取扱所を屋内給油取扱所を屋内給油取扱所を屋内給油取扱所を屋内に変更したにすぎないのであるから、原許可に基づいて完成した本件給油取扱所でき、被告市長は完成検査済証を交付すべきである。

(二) また、前記の理由により、本件変更は、法一一条一項後段の許可を受けなければならない変更にはあたらず、本来、変更許可申請も不要なものであるから、被告市長は原告会社のした変更許可申請を速やかに許可しなければならない。ところで、被告市長は、本件給油取扱所の南隣にあるLPガススタンドとの境界線上(以下「係争線」という。)にへいを設けることが政令一七条一項一三号により要求されるというが、その根拠が理由のないこと、次のとおりである。

(1) 「自動車等の出入する側」とは、給油を受ける自動車等が出入するための主たる道路に接する給油取扱所の空地の側をいうのであるから、本件屈争線は「自動車等の出入する側」としてへいの設置が免金されるものではなく、当然へいな設けなければならないという。しかし、「出入する側」とは文字どおり素直に解釈す

被告市長は、南側に隣接してLPガススタンドがあり、危険であるからへ いを設置しなければならないという。しかし、政令は、LPガススタンドと危険物 製造所・危険物屋内貯蔵所等が接近している場合につき、施設間に距離制限をしている(政令九条一号二、危険物の規制に関する規則一二条)が、LPガススタンド と給油取扱所との位置関係については特に規制してはおらず、したがつて、政令 は、両者が隣接していても防災上特に問題はないと解しているといえる。また、法 及び政令は、一般的に、隣接地に対する関係での防災規制には必ずしも積極的でな い。このことは、地下タンクから発生する油蒸気の排出口については何らの規制も なく、給油取扱所の隣接地が火気を扱う工場である場合にも給油取扱所の設置に際 しては何らの規制もないところからも窺われる。したがつて、LPガススタンドが 隣接しており危険であるからへいを設ける必要があるとの被告市長の主張は理由が 被告市長においても、原告会社と同様に解し、給油取扱所とLPガススタン ドが隣接している場合においても、その間にへいを設けることなく給油取扱所の営業を認めている例がある。原告会社江戸町給油取扱所がそれである。更には、政令 一七条一項一三号によりへいを設けなければならないのは、防災上の必要からであ るが、このような行政取締法規は、合目的的に解釈されなければならないところ、 本件において係争線上にへいを設けると、第一に給油取扱所側からLPガススタン ド側が見えにくく、出入する自動車による交通事故発生の危険があること、第二に 油蒸気が滞溜し、かえつて災害発生の原因となること等の事情があり、係争線上に はへいを設けないことが同号の趣旨に適合する。政令は、油蒸気の滞溜を防ぎ、 れを拡散させることを第一義的に考えており、へいを設けることには積極的ではない。このことは、屋内給油取扱所においては、その二方は通風のため壁を設けない ことが要求されていることからも明らかである。

4 被告Aは長崎市長として、同Bは同市消防局長としていずれもその職務上本件

各処分に関与したものであるが、本件各処分はいずれもその職務を著しく逸脱してなされたもので違法であり、したがつて、民法七〇九条により右被告らは公務員個人としても損害賠償の責を負うこととなる。

- 5 原告会社は、昭和五一年三月一日には本件給油取扱所を開業する予定であつたところ、被告らの違法な行為によつて開業することができず、社会的信用を失墜するとともに著しい精神的苦痛を蒙つた。右苦痛を慰謝するには金三〇〇万円が相当である。
- 6 よつて、原告は、被告市長のなした本件各処分の取り消し並びに被告A及び被告Bの両名に対し、連帯して金三〇〇万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日である昭和五一年四月二日から支払ずみまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めるため本訴に及んだ。

二 請求原因に対する認否

請求原因1、2の各事実は認める。 同3ないし5の主張はいずれも争う。

三 被告らの主張

(被告A、同B)

公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、当該公共団体がこれを賠償する責に任じるものであり、当該公務員個人は損害賠償の責を負わない。したがつて、被告A、同Bに対する本訴請求はいずれも理由がない。 (被告ら全員)

は、いている。 の完成検査済証不交付処分をしたもので、何ら違法はない。 2 また、原告会社は、昭和五〇年一〇月二九日変更許可申請をしたが、右申である。即ち、同一三号に抵触することが判明したため不許可処分としたものである。即ち、同一三号にいう「自動車等の出入する側」とは、給油を受ける自動車等が出入するための主たる道路に接する給油取扱所の空地の側をいい。ところが、まする側を除いた他の三面にへいまたは壁を設けなければならない。ところが、る更許可申請によれば、本件給油取扱所においては、LPガススタンドに隣接する側にはへいを設ける計画がなかつたため技術上の基準に適合しないものと判断した。原告会社主張のように、本件係争線が「自動車等の出入する側」になる建築物との境界には危険防止のためのへい等の設置の必要がなくなるが、このような結果が同一三号の趣旨に反することは明らかである。

3 以上のとおり、本件各処分は、いずれも適法であるから、これらが違法であることを前提とする被告A、同Bに対する本訴請求もまた理由がない。 第三 証拠(省略)

〇 理由

- 一 請求原因1、2の各事実は当事者間に争いがない。
- 二 完成検査済証不交付処分について

いずれも成立に争いのない乙第一号証の一ないし四、同号証の六ないし三九、第一〇号証、第一三号証の一ないし一五、証人Cの証言(第一回)及び原告代表者尋問の結果によれば、原許可時において予定されていた屋内給油取扱所は、建築物は鉄筋コンクリート造六階建、敷地は間ローニメートル、奥行六・四メートルで敷地面

積は一五七・二平方メートル、給油取扱所北側は道路とし、南側は空地となつていたこと、ところが、計画変更後の屋外給油取扱所は、建築物は軽量鉄骨造二階建 に、敷地は間口五一・三メートル、奥行六・四メートルで敷地面積は三三七・〇九 平方メートルに、また、北側の道路は廃止されて新たに洗車場が設置されることと なり、更に南側の空地では原告会社においてLPガススタンドを営むこととなり、 昭和五〇年一一月二〇日ころから営業が開始されたことが認められる。原告会社 は、右計画変更につき、屋内給油取扱所に要求される防災上の基準は、屋外のそれ よりも厳格であるから、屋内給油取扱所として設置許可を受け、屋外給油取扱所として完成した本件給油取扱所に対しても、被告市長は、当然完成検査済証を交付すべきであると主張する。たしかに、原許可で認められた計画に変更が加えられて も、その変更部分が防災対策上何らの影響のない部分であれば、原許可に基づいて 完成検査済証を交付しても、完成検査をする目的は達せられるとも考えることがで きる。しかし、右のように解するとすれば、変更内容が安全性に関係するか否かに つき、完成検査時において設置許可時と同様な審査判断をしなければならないこと となるわけであるが、これは法一一条五項の趣旨に反すると考えられる。けだし、 行政庁内部の問題としては、完成検査機関と許可機関とが異なることもあり得る し、また、許可あるいは変更申請についての審査は政令に定める技術上の基準に適 合し、かつ、公共の安全の維持または災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがな いものか十分慎重になされる必要があるが、それだけでは現実の施設の基準適合 性、安全性を確認するに十分でないので、完成検査は、現実の施設が許可された計 画に従い基準に適合するように作られているか否かを確認する必要上設けられたも のであり、この手続内においては、改めて、防災に関する技術上の基準に適合して いるか否かを判断させることを要せず、許可された計画に合致することをもつて施設の基準適合性、安全性を確認することとしていると解されるからである。社会通 念に照らし、許可内容と完成内容とに相異があれば完成検査済証を交付せず 申請させ、その審査の過程において技術上の基準に照らし、安全性に問題がないか 否かを決するのが相当であり、法の趣旨にも沿うというべきである。ところで、変 更がなされた場合の取り扱いに関し、証人Cの証言(第一回)によれば、完成検査 の際、変更申請が必要であるか否かを判断し、必要ないと認めた場合には変更届と 資料の提出を求めるだけで済ませる場合もあることが認められる。しかし、これは 変更が軽微である場合には本来なすべき変更申請、完成検査という手続を省略する こともあるというにとゞまり、本件の如き大規模な変更につき同様の取り扱いを要 求する根拠とはなり得ない。したがつて、原告会社のした変更申請が許可されてい ない本件において、原許可と完成した給油取扱所とを対比し、被告市長が申請どお り完成されていないとしてした完成検査済証不交付処分は適法であり、原告会社の 主張は理由がない。

三「へい」設置の要否につき

1 政令一七条一項一三号の「自動車等の出入する側」について 給油取扱所においては、一方では、取扱所内からの災害を他に及ぼさないため、あるいは、他からの災害が取扱所内に侵入しないようにするため防火へいを造る必要があるが、他方では通風を良くして施設内での油蒸気の滞溜を避ける必要があり、右の相反する二つの要請を調和させねばならず、同一三号も右の趣旨に沿つて解釈すべく、そうすると、「自動車等の出入する側」とは「給油を受ける自動車等が出入するための、主たる道路に接する給油取扱所の空地の側」と解するのが相当である。

取扱所とその南側隣接空地との境界線上にへいの設置は義務づけられておらず、こ のことも「出入する側」の解釈に関し、原告会社の主張の正しさを裏付けるもので あると主張する。たしかに、前掲乙第一号証の七及び検証の結果並びに原告代表者 尋問の結果(第一回)によれば、原許可においては、本件給油取扱所の南端隣接空 地との境界線上にへいを設置することは要求されていなかつたことが認められる。 証人Cは、原許可申請書添付の給油取扱所構造設備明細書の「周囲のへいまたは 壁」欄にブロツク造、H=二、〇〇〇Mとの記載があり、本件給油取扱所において は、地形その他から、へいを設置しなければならないのは、敷地の南端のみであることからすれば、原許可においてもへいの設置が要求されていたと思われるし、前 任者から同所にへいを設置するよう指導していると聞いた旨証言し、被告B本人尋 問の結果中にも右証言と同旨の供述部分があるが、へいが要求されていたならば、 当然許可申請書にもその旨明記されるはずであり、右証言及び被告Bの供述は、前 記各証拠に照らし、採用することができない。しかし、そうであるからといつて、 本件係争線が「自動車等の出入する側」として当然へいが不必要であるということにはならず、成立に争いのない甲第一号証の一(たゞし、説明部分を除く。)、前掲乙第一号証の七、証人Cの証言(第一回)及び検証の結果によれば、長崎市消防 局の担当係員は、原告会社から、本件給油取扱所の南側には、いわゆるLPガスス タンド建設の予定はなく、空地のまゝ使用する旨の説明を受けていたこと、本件給 油取扱所の南端から人家までは三〇メートル以上の距離があり、北方、西方とも人 家まで三〇メートル以上の距離があつて、東側は崖で人家はなく、その意味から は、本件給油取扱所は長崎市内の取扱所のうちでは安全性の高い施設であることが 認められ、右に認定した各事実からすれば、原許可において、南側空地との境界線上にへいの設置が要求されなかつたのは、被告市長において地形その他の状況から判断して、へいを設けなくとも防災上の問題は生じないと考え、政令二三条により 特例を認めたと推認するのが相当であるから、この点に関する原告会社の主張も理

由がない。 2 政令二 三条によりへい設置を免除できないか 右にみてきたとおり、政令一七条一項一三号の解釈としては、係争線上にへいを設置しなければ右基準に適合しないことが明らかになつたわけであるが、次に政令二三条によりへいの設置を免除することが可能か否かにつき検討する。 本件給油取扱所は、付近に人家が存在しないという点では長崎市内でも安全な施設 に属すること及び原許可においては、南側隣接地との境界線上にへいの設置は要求 されていなかつたことはいずれも前示認定のとおりである。問題は、原許可時はお いては、空地のまゝ使用する予定であつた南側隣接地において、原告会社がLPガ ススタンド営業許可を受けて営業を開始したことが、新たにへいの設置を要求する合理的な根拠となりうるかどうかである。原告は、政令が給油取扱所とLPガススタンドとの間に距離制限を設けていないことから、政令は給油取扱所とLPガススタンドが隣接していても防災上問題はないと解しているのであり、したがつて、スタンドが隣接していても防災上問題はないと解しているのであり、したがつて、スタンドが隣接していても防災上問題はないと解しているのであり、したがつて、スタンドが隣接していても防災上問題はないと解しているのであり、したがつて、スタンドが隣接していても防災上問題はないと解しているのであり、したがつて、スタンドが隣接していても防災上問題はないと解しているのであり、したがつて、スタンドの場合であり、 いの設置も不要であると主張する。たしかに、政令は、危険物製造所等とLPガススタンド等との間には一定の距離をおくことを義務づけているが(政令九条一号二、危険物の規制に関する規則一二条一号)、給油取扱所とLPガススタンド等との関係は大の規制に対する場合に対していない。 の間には右のような距離制限を設けていない。したがつて、政令は、危険物製造所 等とLPガススタンド等が隣接する場合に比し、給油取扱所とLPガススタンド等 が隣接する場合の災害発生、拡大の危険はより少ないと解していると一応はいえよう。しかし、距離をおく必要がないということと防火へい等の設置の必要性の有無とは直接の関係はなく、隣接してよいということは何らの防災設備も不要であると の趣旨であると解するのは早計に過ぎ、かえつて、防災のための規制にあたつて は、まず一定の距離をおかねばならないこととし、次いで、距離をおく必要はないが防火へい等の設置を義務づけ、最後に、防災上問題がないということになれば、 特に規制を加えないこととなるのが通常の例であると考えられる。なお、製油所、 石油基地等においてLPガス貯蔵所とガソリン類貯蔵所とが共存していることは公知の事実であるが、これは本件とは立地条件等も全く異なる場合であり、本件に直接の関連はない。ところで、いずれも成立に争いのない甲第二八号証の一ないし四、証人Cの証言(第一回)及び原告代表者尋問の結果(第一回)によれば、原告 会社の江戸町給油取扱所は、本件給油取扱所と全く同様に、取扱所に隣接して原告 会社の経営するLPガススタンドが設置されているが、給油取扱所とLPガススタ ンドとの境界線上にはへいを設けることなく営業がなされていることが認められる。この点に関しては、いずれも成立に争いのない甲第二九号証、第三〇号証の-

ないし三、五、第三二ないし三四号証の各一ないし三、第四二号証、乙第二五号証の一、二、第二九号証の一、二、三〇号証、三二号証、証人〇の証言(第二回)及 び検証の結果によれば、原告会社経営の江戸町給油取扱所は、昭和三六年六月二 日に設置が許可され、その後昭和四一年九月二九日、昭和四三年六月一七日と二度 に亘り敷地の縮小等を理由とする変更申請が許可され、完成検査済証も交付された のであるが、同年九月一〇日及び昭和四四年九月一二日に変更許可されたものにつ いては、原告会社が、右給油取扱所の敷地を縮小分離した隣接地において、昭和四 三年一二月二八日にLPガススタンド設置許可を、昭和四四年一〇月一六日に完成検査済証の交付を、いずれも長崎県知事から得てLPガススタンド営業を開始した ため、長崎市消防局において、右のような場合に、境界線上にへいを設置すること が必要か否かにつき種々検討を加えた結果、へいは必要であるとの結論に達したた め、原告会社からは昭和四六年三月一六日に完成検査申請書が提出されたが、へい が設置されていなかつたため完成検査済証を交付しなかつたこと、原告会社は、第 二回目の変更許可申請の際(昭和四三年六月――日)へい設置については一応の警 告を受けており、原告代表者名で市消防局長宛、後日隣接敷地の利用に関連して障壁等を設置する必要が生じたときは、遅滞なく設置する旨の書面を提出していること、同市消防局は、原告会社に対し、へいを設置するよう再三指導したが、原告会 社がこれに応じなかつたため、昭和四六年三月一日間市消防局長名で原告会社宛に 警告書を送付したけれども、へいは設置されないまゝ給油取扱所、LPガススタン ドとも営業を継続しているが、同市消防局としては、今後もへいを設置するよう指 導を続ける方針であること、ところが、同一給油取扱所につき、昭和四七年八月七日と昭和四八年四月一二日に原告会社より敷地の縮小及び計量機取り替えを理由と して変更許可申請がなされているが、これについては、変更許可を経て完成検査済証が交付されていることが認められる。右に認定した事実によれば、被告市長の江 戸町給油取扱所に対する対応には、前後首尾一貫しないものがあることは否めない ところではあるが、全体としてみれば、原告会社が分離した空地においてLPガス スタンド営業を開始した当初から、給油取扱所にはへいを設置すべきであるとの理 解のうえに、原告会社に対しその旨指導してきたことが認められ、江戸町給油取扱所は、現実にはへいなくして営業はされているが、これは主として原告会社が被告市長の指導に従わなかつたことから生じた事態であり、これをもつて、被告市長がへいの要否につき原告会社と同様の理解をしているとか、へいなくして営業しうることの根拠とすることはできない。この点に関し、証人Dは、前記警告書の発送に関する。 関連して、長崎市消防局と原告会社との間で、へいなくして営業することについて の暗黙の合意があつたかの如き証言をしているが、右証言は、前掲各証拠に照らし にわかに措信し難い。政令二三条は、一定の要件が具備するときに例外的に防火へ い設置等の義務を免除するものであるところ、LPガススタンドが、一般に災害発生の危険性の高い施設であることは、弁論の全趣旨により真正に成立したと認める 乙第二八号証などによるまでもなく明らかであり、また給油取扱所側に発生した火 災等が隣接するLPガススタンドに延焼すれば、一般建築物に延焼した場合に比 し、災害が著しく拡大するであろうことは容易に認められるところである。したが つて、両施設間の境界には災害の拡大防止のため防火へい等を設置する必要があ り、特別の事情の認められない本件にあつては、政令二三条を適用してへいを免除 する余地はないといわなければならない。原告は、係争線上に人いを設けることになれば、油蒸気の滞溜の危険や出入する自動車による交通事故発生の危険が増す旨主張するが、その危険を防止すべく、間口即ち、自動車等が主として出入する側を -〇メートル以上、奥行六メートル以上の空地を保有することとしているのである (政令一七条一項一号参照)

なお、被告市長は当初要求していなかつたへいを変更許可申請にあたつては要求し ているわけであるが、前述のとおり、隣接地が空地からLPガススタンドという危 険物を取り扱う施設に変化したのであるから、これに伴い給油取扱所側の安全対策 にも変化が生じて当然であり、これが行政権の濫用であるとは解されない。 四 へいの構造、材質につき

右にみてきたとおり、本件係争線上にはへいを設置する必要があることとなつたわ けであるが、次に政令一七条一項一三号の基準に適合する構造・材質につき検討す

いずれも成立に争いのない甲第二二号証、乙第一五号証の一ないし八、一六号証の -ないし七、一七号証、前掲乙第一三号証の四、証人Cの証言(第一回)、被告B 本人及び原告代表者(第一回)の各尋問の結果並びに検証の結果によれば、長崎市 消防局では、本件給油取扱所につき、南側隣接地にLPガススタンドが設置され、現に営業している以上、係争線上にはへいの設置が不可欠であるとの立場から原告会社を説得していたところ、原告会社は、昭和五一年二月一五日係争線上に幅ニ五ミリメートル、厚さ三ミリメートルのL型軽量鉄骨を用い、縦を二・〇五五メートル、横を二・一八五メートルとし、補強材として幅ニ五ミリメートル、厚さニーミリメートルの鉄材を右鉄骨枠組の対角線に通したものの上に、厚さ〇・二七ミリメートルのカラー鉄板を張つたもの二枚を、係争線上に立て、二枚を取り付け金具で接続したうえ事務所側の端は上下二か所を取り付け金具で事務所の建物に固定したうまで直接側の端は、鉄板の上部に鎖を取り付けてその上方にある屋根に接続させ、接地部分は、ボルト取り付け金具を用いて三か所で直接地盤面に固定したことが認められる。

ところで、政令一七条一項一三号には「耐火構造のまたは不燃材料で造つたへい」 と記されているが、立法趣旨からして不燃材料でありさえすればよいとは解され 、その有すべき強度は用途により自ら決定されるといわなければならない。そし て、右耐火構造の意義は、建築基準法二条七号に定義されているところと同じであり(政令九条五号)、不燃材料も同法二条九号のうち、コンクリー1、れんが、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、モルタル及びしつくいをいうところ(政令九条一号、 規則一〇条)、同法二条七号は、耐火構造とは「鉄筋コンクリート造、れんが造等 の構造で政令で定める耐火性能を有するものをいう」とし、同法施行令及びこれに 基づく建設大臣の指定によれば、外壁のうち非耐力壁が耐火構造であるといゝうる ためには「不燃性石綿保温板、鉱滓綿保温板または木片セメント板の両面に石綿ス レートまたは石綿パーライト板を張つたもので、その厚さの合計が四センチメート ル以上のもの」「気泡コンクリート、石綿パーライト板または硅藻土若しくは石綿 を主材料とした断熱材の両面に石綿スレート、石綿パーライト板または石綿硅酸カ ルシウム板を張つたもので、その厚さの合計が三・五センチメートル以上のもの」 等のうち一に該当することが必要であり、階数が二以下で延べ面積が五〇〇平方メ ートル以下の建築物(たゞし、特殊なものは除く)における壁及び床が耐火構造で あると言いうるためには、厚さ四センチメートル以上の鉄筋コンクリート製パネルで造られていることが必要である。また、同法施行令一〇八条の二は、不燃材料とは通常の火災時の加熱に対して「燃焼せず、かつ、防火上有害な変形、溶融、き裂して、 その他の損傷を生じない」性能を有するものとし、その細目については基材試験及 び表面試験に合格したものという形で更に建設大臣が指定しているが、要するに-三号の関係では前記耐火構造に準じる耐火性を有することが要求されているという ことができる。

また、政令一七条一項一〇号によれば、給油取扱所の建築物の窓及び出入口には、建築基準法施行令一一〇条に規定する(政令九条七号)甲種防火戸または乙種防火戸を設けなければならないが、同条は、甲種防火戸を、「骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板を張つたもの」「鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上のもの」等のうちーに該当するものと定義し、乙種防火戸を「鉄製で鉄板の厚さが〇・八ミリメートル以上一・五ミリメートル未満のもの」等をいうと定義している。

 り、したがつて、これらをもつて、本件へいの構造、材質につき原告会社主張のもので足りるとの根拠とすることはできない。 以上のとおり、原告会社は係争線上にへいを設置すべきであり、かつ、それは原告会社の設置したものでは技術上の基準に合致しないのであるから、へいが設置されないことを理由としてした本件変更許可申請に対する不許可処分は適法である。 五 以上の事実によれば、被告A、同Bの主張について判断するまでもなく、本訴請求はいずれも理由がないこととなるから失当としてこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 鐘尾彰文 木村修治 加藤 誠)